

二次元
コード

提出日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

死 亡 し た 方	基礎年金番号									フリガナ				
	基礎年金番号以外 の手帳記号番号									氏名	(姓)	(名)		
	生年月日	大正・昭和 平成 年 月 日								死亡年月日	令和 年 月 日			
	住所	市・区 町・村												

[illegible]

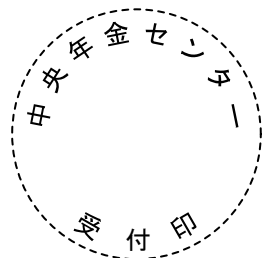
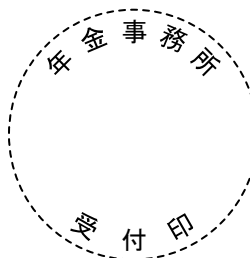
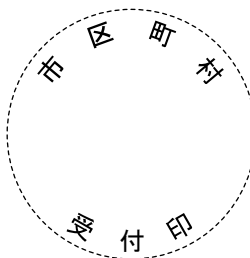
受 取 口 座	受取機関 ※1	ア. 金融機関 イ. ゆうちょ銀行（郵便局） ☐ 公金受取口座として登録済の口座を指定		※1 ア又はイに○をつけ、希望する受取口座を下欄に必ずご記入ください。 また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄にのびてください。		振込送金コード	フリガナ	(姓)		(名)	
	ア	金融機関コード	支店コード	(フリガナ)		銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所	預金種別	口座番号（左詰めで記入）	
	イ	支払局コード		預金種別	貯金通帳の口座番号				金融機関又はゆうちょ銀行の証明欄 ※2 （注）貯蓄預金（貯金）口座への振込みはできません。		
	ゆうちょ銀行	9 9 0 0 0 0 0		1. 普通	→		-		←		請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認下さい。

先順位者の有無	死亡の当時、死亡者と生計を同じくしていた人がいましたか。					
	①配偶者	②子	③父母	④孫	⑤祖父母	⑥兄弟姉妹
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
他の同順位者	氏 名		続柄	生年月日	住所	
				大・昭 平・令 年 月 日		
請求の有無	有・無					
寡婦年金との調整	ア. 寡婦年金を受けることができるが死亡一時金を選択する。 イ. 寡婦年金を受けることができない。					

(記入上の注意事項等もご覧ください。)

第1号納付期間	月 数	続柄	市区町村受付	支 給 決 定 金 額	
定 額 納 付	(月×1/1)= 月	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他	1. 有 2. 無	定額・免除月数に 基づく金額	円
4 分 の 1 免 除	(月×3/4)= 月			付加納付月数に 基づく金額	円
半 額 免 除	(月×1/2)= 月			合計	
4 分 の 3 免 除	(月×1/4)= 月				
合 計	月				
付 加 納 付	月				円

年金事務所 決裁欄			中央年金センター 確認欄	
決 裁	二 次	一 次	二 次	一 次



(保存期間 5年)

【記入上の注意事項】

1. 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン又はボールペンは、使用しないでください。
2. 死亡一時金を受けることができる人の順位は、死亡者の死亡当時、その人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。
自分より先順位の人がいる場合は、死亡一時金を受けることはできません。
3. 「先順位者の有無」の欄は、死亡当時、死亡した方と生計を同じくしていた場合で、自分より先順位の人との欄にだけ該当するものを○で囲んでください。
4. 「他の同順位者」の欄は、同順位の人がいる時に、その同順位者についてご記入ください。
また、「請求の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
5. 「寡婦年金との調整」の欄は、ア・イのいずれかを○で囲んでください。
※ 寡婦年金は、国民年金第1号被保険者の納付済期間と免除期間が合わせて10年以上ある夫が死亡した時に、夫との婚姻関係が10年以上継続している妻が、60歳から65歳まで受け取ることができます。
6. この請求書には、次の書類を添えてご提出ください。ただし、これらの書類の一通で他のことも明らかにすることができる場合は、同じ書類を添える必要はありません。
(添付書類)
ア. 死亡者の基礎年金番号通知書又は年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
イ. 請求者と死亡者の身分関係を明らかにすることができる戸籍謄(抄)本※又は法定相続情報一覧図等
ウ. 死亡の事実及び死亡者の死亡の当時、請求者が死亡者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類(住民票等※)

※ 個人番号(マイナンバー)を記入したときは、添付を省略できる場合があります。(戸籍謄(抄)本は請求者が配偶者の場合に限りです)
7. この請求書は、市区町村役場国民年金担当係へご提出ください。
8. 死亡一時金の請求は、死亡日から2年以内に行ってください。
ただし、年金記録が訂正されたことにより死亡一時金の決定に必要な期間を満たしたときは、死亡日から2年以上経過していても請求できる場合がありますので、年金事務所にご相談ください。

【個人番号(マイナンバー)を記入したときの添付書類について】

請求者の個人番号(マイナンバー)を記入したときは、マイナンバーカード(個人番号カード)をご提示ください。
お持ちでない場合は、以下の1及び2をご提示ください。※1

1. 個人番号(マイナンバー)が確認できるいずれかの書類
 - ・個人番号の表示がある住民票
 - ・通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
2. 身元(実存)確認書類
運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で請求書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)の表裏両面又は1及び2のコピーを添付してください。

※2 上記以外の2.身元(実存)確認書類については、年金事務所にお問い合わせください。

公金受取口座について

○公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。
- 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。